

2023年11月 No.31

2023年再エネ特措法改正に伴う実務上の留意点

～2024年4月の施行を前に～

弁護士 藤本 祐太郎

弁護士 鈴木 駿弥

第1 はじめに

FIT 制度の導入以降、太陽光発電を中心に再エネ発電設備の導入が促進され、多数の事業者が新規参入しています。日本の脱炭素目標の達成のためには望ましい面もある一方で、発電設備は設置される地域社会や環境に少なからぬ影響を与えることから、安全面¹、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念が高まっており、持続可能な形で再エネ発電設備の導入を促進していく上で、「地域共生」が再エネ案件の重要なキーワードになっています。

このような「地域共生」の実現に向けて、資源エネルギー庁の審議会である再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ（以下「本 WG」といいます。）では議論が重ねられ、2023年2月に中間取りまとめ²（以下「中間取りまとめ」といいます。）が策定されました。また、中間取りまとめを踏まえて、第211回国会に再エネ特措法³の改正を含む GX 脱炭素電源法⁴が提出され、2023年5月に成立しました。改正後の再エネ特措法（以下「改正再エネ特措法」といいます。）は、2024年4月1日から施行される予定です。

GX 脱炭素電源法の成立以降、本 WG では詳細設計等について検討が行われ、2023年9月には第2次取りまとめ案⁵（以下「第2次取りまとめ」といいます。）が公表され、意見公募⁶がなされています（公募期間は2023年10月29日に終了しています。）。

残された論点も存在するものの、再エネ特措法の改正内容の詳細が見えてきたタイミングであることを踏まえ、このニュースレターでは改正再エネ特措法の主な内容や本 WG の整理について概説するとともに、実務上留意すべきポイントについて解説致します。特に、「第3 周辺地域の住民説明会等の FIT/FIP 認定要件化」、「第4 認定事業者の委託先の監督義務」及び「第5 FIT/FIP 案件の交付金相当額の積立・返還命令」については、既存の FIT/FIP 案件やセカンダリー案件の実務に与える影響も大きく、注意が必要です。

第2 一定の許認可が必要な案件の FIT/FIP 認定手続の厳格化

土地開発に関する以下の①～③の許認可については、周辺地域の安全性に特に強く関わり、かつ、一度許認可対

¹ 太陽光パネルや架台の飛散、倒壊等の事故も発生しています。

² https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/kyosei_wg/pdf/20230210_1.pdf

³ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法をいいます。

⁴ 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律をいいます。

⁵ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/kyosei_wg/pdf/011_02_00.pdf

⁶ <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620223028&Mode=0>

なお、第2次取りまとめの内容は、公募意見を踏まえて修正される可能性があります。

象の行為が行われた場合は原状回復が著しく困難であるため、認定手続きが厳格化され、許認可の取得が FIT/FIP 認定の申請要件とされました⁷。

- ① 森林法における林地開発許可
- ② 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可
- ③ 砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）における許可

第3 周辺地域の住民説明会等の FIT/FIP 認定要件化

1. 経緯

再エネ発電設備の導入に当たっては、事業者と地域住民間のコミュニケーション不足からトラブルが生じる例が各地で生じており、反対運動、通報、訴訟提起等の深刻な問題に発展するケースもあります。

このため、改正再エネ特措法では、住民説明会を含む周辺地域への事前周知を行うことが FIT/FIP の認定要件とされました（改正再エネ特措法第 9 条第 2 項第 7 号及び第 4 項第 6 号）。また、その詳細設計が第 2 次取りまとめで整理されました。

従前も、再エネ案件の開発に当たっては、条例や他法令に基づき又は任意で住民説明会を実施する例が少なくなかったものと思われませんが、改正再エネ特措法では手続きや内容を含めて説明会の要件がかなり詳細に定められており、今後の FIT/FIP 案件の説明会では「これらの要件を充足できているか」について注意することが必要になると考えられます。

2. 説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲

第 2 次取りまとめでは、説明会等を実施すべき電源に関して、その規模や設置場所・設置形態の違いを踏まえ、原則として、以下のとおりの整理がなされました。

- ・ 特別高圧・高圧（50kW 以上）
周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いため、説明会の開催が求められる。
- ・ 低圧（50kW 未満）
原則として説明会以外の手法での事前周知で足りる。但し、低圧の電源であっても、複数の電源が至近距離内に集合する場合⁸や、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア⁹に設置する場合は、説明会の開催が求められる。
- ・ 住宅用太陽光発電（10kW 未満）
事前周知要件の対象外とする。

⁷ この FIT/FIP 認定手続きの厳格化は、改正再エネ特措法の施行を待たずして、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の改正により行われ、2023 年 10 月 1 日から施行されています。但し、以下の場合には経過措置が設けられています。

- ① 入札対象外案件：施行前に不備なく FIT/FIP 認定申請が行われたもの
- ② 入札対象案件：施行前に事業計画受付締切が到来するもの

⁸ 第 2 次取りまとめによると、説明会の対象となる周辺地域の住民の範囲における定量基準の距離内に、同一の事業者が実施する再エネ発電事業がある場合には、それらの複数の電源を合計した出力により、説明会等の開催の可否を判断することとされています。

⁹ 第 2 次取りまとめによると、①森林法における林地開発許可・宅地造成及び特定盛土等規制法の許可・砂防三法における許可の対象エリア、②災害発生の場合に再エネ発電設備が損壊するリスクの高いエリア（土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域を含む。）、土砂災害危険箇所）、及び③条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリアとされています。

	住宅用太陽光 (※2)	屋根設置 ※住宅用太陽光を除く	低圧 (50kW未満) ※住宅用太陽光・屋根設置を除く	高圧・特別高圧 (50kW以上) ※屋根設置を除く
周辺地域や周辺環境に 影響を及ぼす可能性が 高いエリア (※1) 外	事前周知を 要件としない	事前周知を 要件としない (努力義務として求める)	説明会以外の手法での 事前周知を求める (※3、※4)	説明会の開催を求める (※4)
周辺地域や周辺環境に 影響を及ぼす可能性が 高いエリア (※1) 内				

- (※1) ①災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものであって、FIT/FIP認定申請要件として許認可取得を求めることとした許認可に係るエリア、②災害が発生した場合に、再エネ発電設備が損壊するリスクの高いエリア、③条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリアを指す。
- (※2) 10kW未満の太陽光発電事業を指す。
- (※3) 説明会の対象となる「周辺地域の住民」の範囲内に、同一の事業者が実施する再エネ発電事業があるときは、それらの複数の電源を合計した出力が50kW以上となる場合には、説明会の開催を求める。
- (※4) FIT/FIP認定申請前に実施された他法令・条例に基づく説明会等において、再エネ特措法に基づく説明会等に関する要件を全て充足している場合には、手続の合理化を図る観点から、再エネ特措法に基づく説明会開催又は事前周知の要件を充足するものとして取り扱う。(なお、この場合においても、事業者は説明会の概要を報告する報告書(説明会概要報告書)を提出する等の所要の手続を行う必要がある。)

(第11回本WG参考資料1¹⁰を一部抜粋)

3. 説明会における説明事項

説明会において説明すべき事項については、以下の表のとおりとされています。

項目	説明事項
① 事業計画の内容	➢ 電源種、設置形態、出力規模、設置場所などの基本情報について、図面やイメージ写真などを用いて住民にとって分かりやすく説明する。
② 関係法令遵守状況	➢ 以下①～③の関係法令に係る手続の要否と、手続が必要である場合は、許認可等の取得状況・手続のスケジュール・法令を遵守するための実施体制(「太陽光発電設備の開発許可等の基準や運用の考え方について(2023年5月25日・関係省庁甲合せ)」が一つの指針となる。)などとする。 ① 災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものとして、FIT/FIP認定申請要件として取得を求めるとした許認可 ・ 森林法における林地開発許可 ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可 ・ 砂防三法(砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法)における許可 ② ①の他、FIT/FIP認定申請時に提出を求めている「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」に記載の法令における許認可・届出等 ③ 条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施に当たっての開発や、再エネ発電設備等の工作物の設置に当たって許認可・届出等を求めている場合にあっては、当該許認可・届出等
③ 土地権原取得状況	➢ 土地権原取得状況については、土地所有者等のプライバシーへの配慮等の観点等を踏まえ、土地に係る登記等そのものを示すのではなく、土地権原の有無と土地権原取得状況についての説明を求める。
④ 事業に関する工事概要	➢ 予定する工事のスケジュール(運転開始予定日を含む。)などを説明する。
⑤ 関係者情報	➢ 事業者が法人の場合は、代表者・役員に加えて、主な出資者・保守点検責任者などを説明する。
⑥ 事業の影響と予防措置	➢ 安全面・景観・自然環境・生活環境・廃棄等といったそれぞれの観点ごとに、説明事項を整理 ➢ その際、電源の規模やエリア等に応じて、再エネ発電事業の実施に当たって発生し得る地域への影響が異なることから、この点を踏まえて、適切かつ十分な情報が提供されるような整理が重要である。 ➢ 個別事案の状況に照らしながら、周辺地域の住民に対して、適切かつ十分な説明が求められる。このため、説明すべき事項は明確に定めつつも、それをどのように説明するかについては、一律の説明の仕方限定するのではなく、地域の実態や個別事案の状況等を踏まえた適切な説明を求める。 ➢ 説明の仕方の選択に当たっては、再エネ長期電源化・地域共生WGで示された説明の仕方が参考となるが、これに限定せず、地域の実態や個別事案の状況等を踏まえ、再エネ発電事業者が、より客観的かつ適切な説明手法を選択することも可能とすることを通じ、再エネ発電事業者による主体的な説明の実現を促す。 ➢ 整理された説明事項については、実際に事業により生じ得る影響やその予防措置について重点的に説明がされる必要がある。なお、説明事項によっては、個別の再エネ発電事業によって影響が想定されないものも含まれ得るが、その場合には、影響が想定されないと考える端的かつ具体的な説明を求める。

(第11回本WG参考資料1を一部改変の上抜粋)

¹⁰ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/kyosei_wg/pdf/O11_s01_00.pdf

4. 説明会の対象となる「周辺地域の住民」の範囲

対象となる「周辺地域の住民」の範囲については、事業場所¹¹の敷地境界から「一定距離」の居住者と、再エネ発電設備の設置場所に隣接する土地・建物の所有者とされています。

なお、説明会開催が求められる再エネ発電事業については、地域の実情を把握する市町村への事前相談を行うことが求められており、市町村から意見があった場合には、その意見を尊重して「周辺地域の住民」の範囲を拡大することが求められています。

上記の「一定距離」とは、第2次取りまとめによると、以下の距離を指すものとされています。

- ・ 低圧（50kW 未満）
事業場所の敷地境界から 100m 以内
- ・ 高圧（50-2,000kW）・特別高圧（2,000kW 以上）
事業場所の敷地境界から 300m 以内
- ・ 環境影響評価法に基づく環境アセスメント（第一種事業）の対象となる大規模電源
事業場所の敷地境界から 1km 以内

5. 説明会の開催時期及びセカンダリー案件における留意点

(1) 説明会の開催時期

説明会は、原則として、FIT/FIP 認定申請の一定期間前（3ヶ月前）までに実施することとされています。但し、FIT/FIP 認定の申請要件として許認可の取得が求められている場合等、周辺地域の住民への影響が大きいケースでは、事業の初期段階から複数回の説明会を開催することが求められています。

(2) セカンダリー案件における留意点

第2次取りまとめでは、事業譲渡¹²や実質的支配者¹³の変更を行う場合においても、事業者とのコミュニケーション不足によるトラブルが生じる例があることから、事業譲渡等の契約書の締結後（事業譲渡等が対外的に発表される場合は、その発表後）から FIT/FIP 変更認定申請前のタイミングに、説明会の開催等を求めるものとされました¹⁴。

当該説明会では、譲渡人と譲受人の間の引継事項等を含めた説明が必要となります。また、事業譲渡の場合の説明会については、譲渡人と譲受人の双方が説明会に出席することとされています¹⁵。

従前は、セカンダリー案件においては、地権者等の認定事業者の契約相手は別論、広く地域住民に説明会の開催等を行うことまでは必ずしも一般的ではなかったと思われるため、実務上の影響が大きい改正であると考えられます。本改正が施行された場合、詳細な要件を満たす説明会の開催等が FIT/FIP の変更認定に必要となることを踏まえ、スケジュールやクロージング・ポストクロージングの条件を含め、個々のセカンダリー案件毎に具体的な対応と取引条件を検討し、譲渡契約で手当することが必要になると考えられます。

¹¹ 第2次取りまとめによると、原則として、再エネ特措法における発電設備の設置場所を指すものとされており、発電設備のみならず、遮断機等の電気設備や、取水設備・水圧管路等の設備の設置場所も含むとされています。

¹² 第11回本WGの議事録によると、「事業譲渡は、会社法上の概念で言うと事業譲渡に限らず、株式分割による事業の承継なども含まれるべきだと思います。その趣旨だろうと理解しておりますが、誤解がないように適宜ご調整をいただいたほうがよいのではないかと考えております。」との発言が委員からなされており、会社法上の事業譲渡（会社法第467条）に限定する趣旨ではないと思われま

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/kyosei_wg/pdf/011_gijiroku.pdf

¹³ 第11回本WGの議事録によると、「個別具体的に実質的支配力を有するものに該当するかというのを判断するところが運用面で措置していく必要があるかとは思っております。」との発言が委員からなされており、実質的支配者の具体的な内容については今後の検討が想定されています。

¹⁴ 事業譲渡や実質的支配者変更の場面以外にも、再エネ発電設備の一定の出力変更や設置場所の変更等、FIT/FIP 認定計画の重要な事項に変更がある場合には説明会の開催が必要とされています。

¹⁵ 実質的支配者の変更の場合は、新規認定時の説明会等と同様に、認定事業者自身が説明会に出席することが必要とされています。

6. その他

上記のほか、第2次取りまとめでは、説明会の議事、事前・事後の質問対応、開催案内の方法、出席者、記録・報告といった事項について詳細な要件が定められています。

第4 認定事業者の委託先の監督義務

1. 経緯

再エネ発電事業では、業務の委託・再委託がされているケースが少なくないところ、現行の再エネ特措法では、委託先・再委託先が FIT/FIP 認定計画に違反した場合における認定事業者の責任が明確ではありませんでした。そこで、改正再エネ特措法では、委託先・再委託先が FIT/FIP 認定計画を遵守するよう、認定事業者に委託先・再委託先に対する監督義務が課されています（改正再エネ特措法第10条の3第2項）。

なお、認定事業者に監督義務不履行があった場合には、改善命令（同法第13条）の対象となり、最終的には認定の取消事由となるものとされています（同法第15条第1号）。

2. 監督義務の対象となる委託の内容

第2次取りまとめでは、具体例として、手続代行・プロジェクトマネジメント、設計、土地開発、建設・設置工事、保守点検、設備解体、廃棄・リサイクルに係る業務の委託については、監督義務の対象となるとされていますが、改正再エネ特措法上の法文上は「再生可能エネルギー発電事業に係る業務の全部又は一部」の委託に適用があると規定されているため、かなり広範な委託先が対象になると考えられます。

3. 委託契約における必要事項の規定

第2次取りまとめでは、監督義務の履行状況を外形的に確認するため、認定事業者と委託先との間で契約書を締結し、当該契約書において、委託先が関係法令の遵守を含めた認定基準・認定計画に従うべき旨の明確化が求められています。また、これを実効的に担保する観点から、委託先から認定事業者に対する報告体制、再委託時の認定事業者の事前同意といった事項を当該契約書に含めることが必要とされています¹⁶。

従来の実務でも、認定事業者と委託先の間では契約書を締結することが通常であると思われませんが、本改正が施行された場合、当該契約書に上記の必要事項を規定することが求められる点に注意が必要です。

4. 経済産業大臣に対する定期報告

第2次取りまとめでは、適切に監督義務が履行されているかどうかを確認するために、認定事業者から経済産業大臣に対して、以下の内容の定期報告を行うことが求められています。

- ・ 委託契約書の有無・委託契約の相手方・委託契約の概要
- ・ 委託先から認定事業者に対する報告の内容

第5 FIT/FIP 案件の交付金相当額の積立・返還命令

1. 経緯

再エネ特措法における認定事業者は、FIT/FIP 認定計画（関係法令の遵守を含む。）に従って発電事業を実施することが求められ、違反した場合は、指導（再エネ特措法第12条）、改善命令（同法第13条）、認定取消といっ

¹⁶ 今後、ガイドライン等において、典型的な委託の事例における望ましい報告の形式や、客観的資料を用いて報告するための証拠の例（事業実施場所の現地の写真等）が示されるとされています。

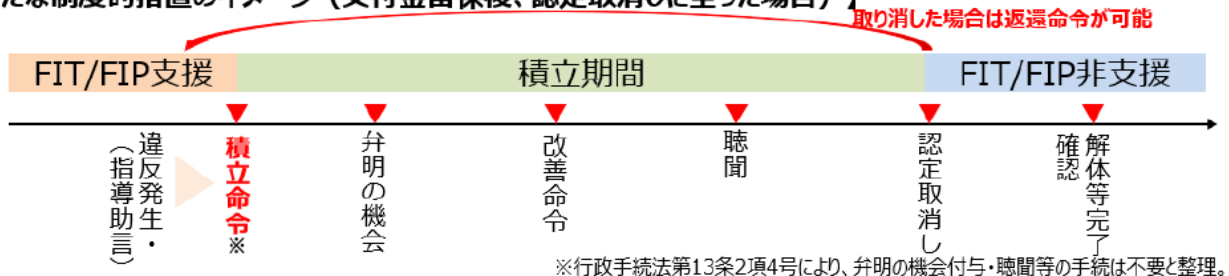
た措置が講じられます（同法第 15 条第 1 号）。

もともと、現行制度においては、認定取消に至らない限り、違反状態が続いていても、認定事業者は FIT/FIP 制度による売電収入を取得し続けることができ、また認定取消には行政手続法による聴聞手続によって一定の期間を必要とすることから、違反の未然防止・早期解消に当たっての懸念となっていました。このため、改正再エネ特措法では、認定事業者が FIT/FIP 認定計画に違反した場合、速やかに FIT/FIP 案件の交付金相当額を電力広域的運営推進機関（以下「推進機関」といいます。）に留保できるよう、「積立命令」の制度が新設されました。

2. 積立命令の発令タイミング

FIT/FIP 交付金相当額の積立命令は、金銭処分であるため、行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に基づき聴聞・弁明の機会の付与は不要と整理されています。具体的なタイミングについて、第 2 次取りまとめでは、「少なくとも、関係法令において行政処分・罰則の対象となる違反について、当該違反が覚知され、違反に係る客観的な措置（書面による指導等）がなされた段階」とされており、以下の図のとおり、改善命令や認定取消に比べるとかなり早期に発令される点に注意が必要です。

【新たな制度的措置のイメージ（交付金留保後、認定取消しに至った場合）】



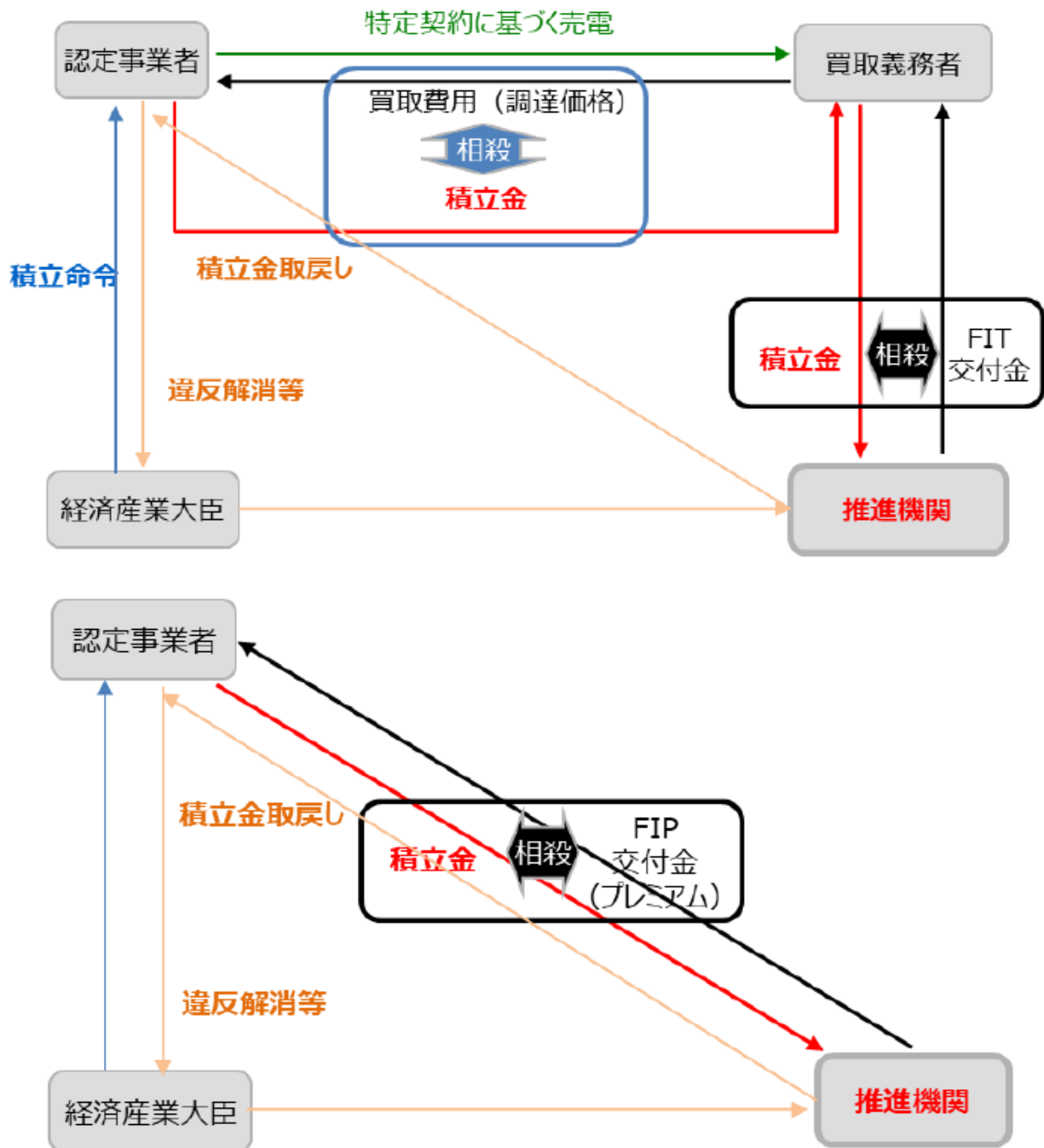
(本 WG 中間取りまとめ図 1 を抜粋)

3. 積み立てるべき交付金相当額の金額及び積立方法

具体的な積立額の算出方式は省令に委ねられていますが（改正再エネ特措法第 15 条の 7）、中間取りまとめによれば、FIT 案件の場合は概ね「買取費用－回避可能費用（卸電力取引市場における収入相当額）」の金額¹⁷を交付金相当額とし、FIP 案件の場合は FIP 交付金の額と同額とすることが想定されています。すなわち、FIT/FIP 案件とも、FIT/FIP 制度による経済的支援部分が留保対象とされています。

なお、積立命令に基づく具体的な交付金相当額の留保スキームについては以下に示す図のとおりです。FIT 案件では、積立命令が発令された場合、認定事業者は、買取義務者（一般送配電事業者等）を経由して推進機関に積立を行うこととされ、当該積立義務と FIT 電気の料金債権を相殺することで留保を行うことが想定されています。

¹⁷ その他、中間取りまとめでは、消費税相当額、事業税相当額、需給調整費用は留保額から控除するとされています。



(本 WG 中間取りまとめ図 2 及び図 3 を抜粋)

4. 交付金相当額積立金の取戻と返還命令

違反の早期解消インセンティブのため、以下のいずれかの場合には、認定事業者は留保された交付金相当額を取り戻すことができるとされています。

- ・ 違反状態が解消された場合
- ・ 認定事業者が事業を廃止し、適切な廃棄が確認された場合

他方で、違反状態が解消されず、認定が取り消された場合には、経済産業大臣は交付金相当額の返還・納付命令を発令できるとされています（改正再エネ特措法第 15 条の 11）。この場合の具体的な処理は、第 2 次取りまとめによれば、①返還命令により生じる推進機関から認定事業者への返還請求権又は納付請求権と、②認定事業者から推進機関への交付金相当額積立金取戻請求権を相殺することにより、返還命令に係る金銭が実効的に回収されるとされています。

返還命令の対象となる金額は、中間取りまとめによれば、FIT/FIP 制度による経済的支援部分のうち、事業者の

帰責性等の事案に応じて判断されることが想定されています¹⁸。

第6 再工ネ特措法上の行政処分の送達方法の拡充

再工ネ特措法上、認定事業者は、住所変更の際に遅滞なく経済産業大臣に届け出る必要がありますが、このような届出を適切に行っていない認定事業者も存在するところでは、経済産業大臣が認定事業者の住所を覚知できない場合、当該認定事業者に対する改善命令や認定取消等の行政処分の迅速な発令に懸念が生じます。

このような問題を踏まえて、改正再工ネ特措法では、改善命令（同法第13条）、認定の取消し（同法第15条）、交付金相当額積立金の積立命令（同法第15条の6）等については書類を送達することにより行うことが明確化され（同法第52条の2及び第52条の3）、送達を受けるべき者の住所が不明である場合等については、公示送達（経済産業省¹⁹の掲示板への掲示により送達したとみなされる方法）が認められています（同法第52条の4）。前述のFIT/FIP 交付金相当額の積立命令・返還命令制度の新設とあわせ、違反事業者に対する対応を迅速に講じるための手続が整備されており、留意が必要です。

¹⁸ 返還命令の対象となる金額について、中間取りまとめでは、「認定取消した場合には原則返還を求めるべきである。ただし、認定取消しに至るケースは、違反の程度、認定計画との乖離の程度、認定事業者の帰責性の度合いなどが様々である。その中には、認定計画に違反するが認定事業者の帰責性の度合いが低い場合なども含まれる可能性があり、事案に応じた柔軟な対応をすべきである」とされています。

¹⁹ 現行制度においても民法及び民事訴訟法に従い、公示送達により行政処分を行うことは可能ですが、裁判所の掲示板への掲載や官報への掲載等が求められます。

[執筆者]

**藤本 祐太郎**（弁護士・パートナー）

yutaro_fujimoto@noandt.com

主な取扱分野は、火力・再エネ発電プロジェクトとその資金調達、電力・ガスの各種取引・トレーディング、エネルギー関連事業のスタートアップ・スキーム設計・M&A、エネルギー関連事業の紛争処理、エネルギー関連ルール・制度対応等、エネルギー案件一般。

2007 年京都大学法学部卒業。2008 年弁護士登録（東京弁護士会）。長島・大野・常松法律事務所入所。2014 年 University of Pennsylvania Law School 卒業（LL.M. with Distinction）。2014 年～2015 年 Isuzu North America Corporation 勤務。2015 年～2016 年経済産業省電力取引監視等委員会総務課勤務（法令担当）。2016 年～2017 年経済産業省電力・ガス取引監視等委員会総務課勤務（法令担当）。2022 年～電力広域的運営推進機関広域連系システムのマスタープラン及びシステム利用ルールの在り方等に関する検討委員会委員。2023 年～電力広域的運営推進機関広域システム整備委員会委員。

**鈴木 駿弥**（弁護士）

shunya_suzuki@noandt.com

大小様々な規模の再エネ発電設備の取得・運営、卸電力取引、地域新電力を含む数多くの小売電気事業の運営・レギュレーション対応・約款や料金表の策定及び改定・未払い対応を含む料金請求・アライアンス等に関するアドバイス、コーポレート PPA 等、多種多様なエネルギー関連事業に関与。

2018 年東京大学法学部卒業。2019 年弁護士登録（第一東京弁護士会）。長島・大野・常松法律事務所入所。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T Infrastructure, Energy & Environment Legal Update ~インフラ・エネルギー・環境ニュースレターへの配信登録を希望される場合には、<https://www.noandt.com/newsletters/nl_infrastructure/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-InfraEandE@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。